

不利益処分

処分名	清算金の徴収交付事務
根拠法令	土地区画整理法第110条
所管課	都市整備課

1 処分の内容

清算金の徴収及び督促状の送付

2 処分の要件

- (1) 土地区画整理事業の施行者は、換地処分の公告があつた場合においては、公告のあつた日の翌日に確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。
- (2) 前号の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、利子を付して、分割徴収し、又は分割交付することができる。
- (3) 徴収すべき清算金（前号の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。）を滞納する者がある場合においては、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。